

多摩市子ども・若者・子育て会議の公募による市民委員募集要領

令和 7 年 6 月 3 0 日

子ども青少年部長決定

(趣旨)

第 1 条 この要領は、多摩市子ども・若者・子育て会議の市民委員を公募するに当たり、選考の方法、基準その他必要な事項について定めるものとする。

(公募の方法等)

第 2 条 募集周知は、たま広報（令和 7 年 8 月 5 日号）及び多摩市公式ホームページ等により行う。

2 公募期間は、令和 7 年 8 月 5 日（火）から令和 7 年 9 月 1 9 日（金）までとする。

3 募集する人数は、2 人以内とする。

(応募の資格・方法等)

第 3 条 市民委員に応募しようとする者（以下、「応募者」という。）は、子どもや子育てに関心のある市内在住者で、市の他の審議会等の委員になっていない、満 1 8 歳以上の者とする。

2 応募者は、次に掲げる事項を任意の書面に記載し、子ども青少年部子ども・若者政策課に提出しなければならない。

(1) 現住所

(2) 氏名（ふりがな）

(3) 生年月日

(4) 性別

(5) 職業

(6) 電話番号その他の連絡先

(7) E メールアドレス

(8) 子育て経験の有無

3 応募者は、前項の書面を提出する際、「これからの多摩市の子ども・若者支援について」をテーマとした 8 0 0 字程度の小論文を提出しなければならない。

4 応募書類は、次の各号のいずれかの方法により、公募期間内に子ども青少年部子ども・若者政策課に到達したものを収受する。

(1) 応募者本人の持参又は代理人の持参

(2) 郵送

(3) ファクシミリ

(4) 多摩市公式ホームページ内のインターネット手続き（ロゴフォーム）による応募

(資格審査・選考基準)

第 4 条 提出された応募書類については、予め子ども青少年部子ども・若者政策課で資格審査を行う。

2 前項の資格審査後に、選考委員が小論文について以下の採点基準にもとづき項目別に審査し、各項目の得点集計結果により評価する。

【評価基準】

- (1) 文章の伝達性：誤字・脱字がなく、わかりやすいか
- (2) 文章の構成力：論文として論理的な展開となっているか
- (3) 内容の当事者性：当事者意識を備えているか
- (4) 内容の公平性：社会的に公平・中立な視点を備えているか
- (5) 内容の普遍性：行政全般に対する総合的視点を備えているか
- (6) 内容の現実性：実現可能な主張であるか
- (7) 内容の適格性：市民委員として適しているかどうか

【採点方法】

- (1) 5点：優れている
- (2) 4点：やや優れている
- (3) 3点：ふつう
- (4) 2点：やや劣っている
- (5) 1点：劣っている

3 採点の際は、応募者の氏名等は明示せず、任意の番号を付し、評価シート（別紙）を使用し、採点する。

4 最終選考にあたっては、委員の構成等の均衡がとれるよう配慮するものとする。

5 選考結果の公表は、個人情報保護法を遵守するとともに、多摩市情報公開条例の範囲内において、開示請求に基づき請求人に対し開示するものとし、不特定多数の者に対し、選考結果は公表しないものとする。

（選考委員会）

第5条 選考委員会は、子ども青少年部長を委員長とし、子ども青少年部参事、子ども・若者政策課長、幼児教育・保育担当課長、こども家庭センター長、子ども家庭相談担当課長、児童青少年課長の7名の委員をもって構成する。

2 最終選考の際は、「多摩市子ども・若者・子育て会議の公募による市民委員選考委員会」を委員長が主宰し、第4条の基準に基づき選考する。

3 市民委員は、選考委員の合議をもって最終決定する。

（選出結果の通知）

第6条 前条の規定により、市民委員を選出したときは、速やかに応募した者全員に書面で通知するものとする。

（氏名等の公表）

第7条 選出結果の通知後、市民委員に選任された者の氏名等を公表するものとする。